

# 消費生活情報つうしん

発行：東近江市市民生活相談室

0748-24-5619

050-5801-5635

消費者（consumer・コンシューマー）の代表！？の



コンちゃん



と

シュマー君



が



## 物干し竿の車両移動販売トラブル

についてお知らせします。

**シュマー** たいへんや！たいへんや！

**コン** どうしたんだい？シュマー君、血相を変えて。

**シュマー** あんな、昨日、じいちゃんがひとりで留守番してたら、「たけやーさおだけー♪2本で1000円！」って声が、外から聞こえてきたんやて。

**コン** 車で回ってる、竿だけ売りでしょ。

**シュマー** そう、それや。家の前に車で回ってきたところを呼び止めて、「2本で1000円って、どんな物干し竿なんや？」って、聞いたんやて。そしたら、業者が「アルミ製で軽くていいよ。家はここか？お宅の物干し台に合うか、試してみたらどうや。」って言うなり、あれよあれよという間に、庭先に運んで行ってしもたんやて。

**コン** まだ買うって、言ってないのにね。

**シュマー** そやねん。持ってきた新しい竿と、家の竿を勝手に取り替えてるのを見て、これは、おかしいと思って、「まだ、買うとは言うてへん。」って言わはったんや。そうしたら…

**コン** どうなったの？

**シュマー** そしたらな、急に顔色が変わって「今更何言うてんねん。もう設置してしもたがな。ごちゃごちゃ言うてんと、竿代3万円と設置料2万円合わせて5万円払わんかい！」って凄まれたんやて。

コン それで、支払ったのかい？

シュマー そこへ、ちょうどな、僕と父ちゃんが帰ってきたんや。庭から怒鳴り声があるさかい、慌てて庭に行ったら、何や業者が凄んでるし、もう、僕びっくりしたわ。結局、父ちゃんが一喝して業者を追い返したんや。僕も後で塩まいといたわ。

コン そうか。それならよかった。物干し竿の車両移動販売のトラブルって、前から結構あるらしいよ。「長さを調整するのに切ってしまったから、キャンセルはできない」とか、「竿だけー！イチキューパー（198）」って呼びかけてるから、1980円だと思って買ったら、19800円だと言われたとか、ひどいのは、セットだと言って物干し竿台まで売りつけて、10万円以上を請求するケースもあるらしいよ。

シュマー なんちゅう、売り方や！

コン 一人でいる高齢者のお宅を狙っているようで、無理やり売りつけて、断ろうとすると、凄んで暴言を吐くらしい。みんな、恐くて、早く帰って欲しい一心で、無理してお金を支払ってしまうんだ。

シュマー 弱いものいじめみたいな売り方をするなんて、ひどいにゃ！！なんとかならへんのか？

コン なんとかしたくても、領収証だとか、身元のわかるものを一切残さないから、どこの誰だかわからないんだ。クーリングオフができる場合もあるけど、相手の身元がわからないから、お金を支払ってしまうと、取り戻しようがないんだ。それに連絡先が架空の場合もあるし。

シュマー じいちゃん、危機一髪やったんやなあ。どうしたらいいんやろ？

コン そうだね。まず、悪質な場合もあるから、「安いよ！という呼びかけに応じて安易に呼び止めないこと」それから、「物と金額をよく確認すること」「連絡先がわからないなど不審に感じたら、きっぱりと断ること」かな。とにかく、慎重に慎重にだよ。

シュマー わかった。じいちゃんに気をつけるように言うとかわ。コンちゃん、ありがとうな。

## 東近江市民のための消費生活相談窓口

「東近江市消費生活センター」へ



〒527-8527 東近江市八日市緑町 10-5 (市民生活相談室内)

◆ 相談専用電話 **0748-24-5659 050-5801-5659**

◆ 相談時間 **9:00~12:00 13:00~16:00**(土・日・祝祭日・年末年始は休み)